



(記録の作成漏れを防ぐのにも役立ちます)

設備 (事業所内設備の安全性の確認、点検、補修)	<ul style="list-style-type: none"> ・水回り、熱源、防火、防犯、その他事務機器・用具、等 ・壁の装飾品の状態や机などの備品のレイアウト、等 ・子どもの情緒面への配慮（興奮すると物を投げる、など） ・バリアフリー（バリアフリーとして機能しているか、など）
災害	運営フォローアップ「第6回 非常災害対策と業務継続計画」を参照
感染症	運営フォローアップ「第7回 衛生管理・感染症対応と業務継続計画」を参照
送迎	次ページを参照（安全確認方法の見直し要否を定期確認、等）
その他	(事業所の立地、設備、子どもの障害特性などに応じて追加)

⇒ 子どもの視覚・聴覚・理解力等への配慮を忘れないで

⇒ 災害や感染症は、研修や訓練の実施が必要です。設備、送迎、その他の項目についても、安全計画の中に研修や訓練が必要ないか考えてみてください

計画の周知・見直し

- ・従業者に安全計画の内容を周知することが必須です。
研修・訓練の実施漏れが生じないように注意してください。
- ・安全計画で取り組む内容は、保護者にも周知する必要があります。
- ・定期的に安全計画の見直しを行い、変更が必要な場合は必ず対応してください。

●自動車で送迎する際の安全確保

絶対に子どもを自動車内に置き去りにしない

送迎時の乗り降りの際に子どもの所在確認を必ず実施することが必須です。
車のシートが3列あれば置き去り防止装置（ブザー等）が義務になります。

所在確認の義務（令和5〔2023〕年4月1日から義務化）

送迎時に子どもを自動車に乗せる時と降ろす時、
点呼をするなどの方法で子どもの所在を確認することが必須です。
必ずルール化してください（マニュアルに定めるなど）。
事業所と自宅や学校・保育所等との送迎だけでなく、
公園など事業所の外で活動するための移動のすべてが対象です。

点呼などのルールをマニュアルで明確化しましょう！



「バスだから」ではなく **3列以上のシート**の車が対象!!

置き去り防止装置設置の義務（令和6〔2024〕年4月1日から義務化）

自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備えることが義務化されます。

座席が3列またはそれ以上ある自動車は全て対象です（バスではありません！）。
座席が2列以下の自動車は対象外です。このほか、車椅子でバックドアから乗降する
福祉車両の場合は、防止装置が不要になることがあります。
（座席の列数には車椅子に乗ったまま乗車するスペースを含みます）

装置は国土交通省のガイドライン(*)に適合したものに限りです！

なお、車検時の代車については、例外扱としてブザーは不要です

🔍参考 適合している置き去り防止装置のリストは国交省から通知が出ています。
内閣府「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>

*国土交通省「送迎用バスの置き去り防止支援する安全装置のガイドライン」

